

# 4月1日 秋田市都市景観条例 施行 景観に配慮した 市民主体のまちづくりを

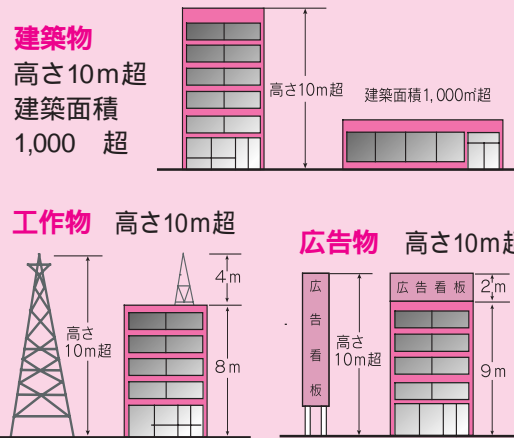
「秋田市都市景観条例」は、共有の財産である優れた都市景観を市民の手で作り、育てていくことをめざし、昨年7月に制定されました。市民・事業者・行政が共通の認識のもとに取り組む指針を示した「都市景観形成に関する基本方針」のもと、4月1日からまちづくりの新しい制度がスタートします。

## 大規模な建築行為は事前に届出を

条例の特徴の一つとして「大規模行為の届出」があります。これは、都市景観形成に大きな影響を与える、一定規模を超える建築物などの新築、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え、外観の色彩の変更などを行うときは、事前に市に届出をしていただく制度です。

緑化、デザイン、色彩などは「大規模行為景観形成指針」にもとづいて行ってもらい、中でも「樹木、花等で緑化すること」は必ず行うべき事項として定めています。

### 届出の対象となる建築物など



- ・増築などによって、基準を超える場合も含まれます。
- ・都市景観形成をはかるべき地区として市長が指定する都市景観地区内での行為は、別途届出が必要。

## 優れた都市景観を育てるために

都市景観条例は、大規模行為の届出のほかにも、市民が都市景観地区の指定を申請できる制度、市民協定、市民団体など市民の自主的な取り組みを市が支援する制度など、市民のみなさんが中心となって行う、参加しやすいまちづくりのルールを定めました。

これらの制度を積極的に活用し、皆さんの創意工夫で生まれる新しい発想で、優れた都市景観をつくり、育てていきましょう。

都市計画課 ☎(866)2332 ファクス(865)6957  
Eメール ro-urmn@city.akita.akita.jp  
ホームページ http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/mn/



## ワン、ニャンちゃんのお願い!!

昨年度、市が引き取った犬は101頭、飼い主不明で保護された犬は165頭(うち返還したのは39頭)、猫は471匹でした。かわいそうな命を増やさないため、次のことを守りましょう。

繁殖を望まない飼い犬・猫には必ず不妊手術を行ってください。手術することで、発情期のトラブルや繁殖期の病気も予防できます。

最近、飼い主がわからない猫にえさをあたえ、家の周辺で猫が増え、近所迷惑になるというケースが増えています。責任の持てないえさの与えかたはやめましょう。



生まれた子犬や子猫を飼えない場合は、責任を持って新しい飼い主を捜すなどの努力をしてください。どうしても飼い主が見つからない場合は、市保健所衛生検査課 ☎(883)1182にご相談を。

6 公売に参加されるかたは、印鑑と買い受け代金をご持参ください。代理人

## 6 電話加入権の公売

都市計画公園狐森街区公園(牛島西四丁目地内)の都市計画変更などについて、秋田市都市計画審議会を開きます。傍聴を希望するかたは、都市計画課 ☎(866)2152まで。  
とき/3月25日(火)午後1時30分  
ところ/市役所裏の市職員研修棟

## 5 秋田市都市計画審議会を開催します

## 休日に市税の納付窓口を開設

3月の土・日・祝日に、市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税など)の納付窓口を開設します。納税相談も受け付けますので、ご利用ください。

窓口開設日 3月15日(土)・16日(日)・21日(金)・22日(土)・23日(日)・29日(土)・30日(日)

開設時間 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ 納税課 ☎(866)2058

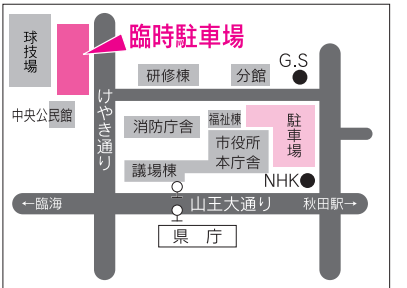


# INFORMATION

市役所からのお知らせ

## 市役所に臨時駐車場を開設

3月20日(木)～4月10日(木)  
毎年3月、4月の異動の時期は、手続きなどに訪れるかたの車で、市役所駐車場が大変混雑します。そこで、3月20日(木)から4月10日(木)までの平日に限り、午前9時から午後4時まで、八橋球場駐車場を臨時駐車場として開放します。臨時駐車場の出入口は、けやき通り側となりますので、係員の指示に従ってご利用ください。



管財課 ☎(866)2053

## 1 市税の納期内納付にご協力を

国民健康保険税第9期は3月31日(月)が納期限です。納期内の納付にご協力ください。なお、3月は「市税完納強調月間」です。市税をまだ納めていないかたは、3月中に納付されるようご協力ください。市税の納付には便利な口座振替をぜひご利用ください。  
問い合わせ 市民税・固定資産税は納税課 ☎(866)2059、国民健康保険税は国保年金課 ☎(866)2189

## 2 宅地開発に関する条例・規則が施行されます

宅地開発をする事業者を対象とした「秋田市宅地開発に関する条例・規則」が4月1日から施行されます。この条

## 3 一定面積以上の土地取引は届け出を

一定面積以上の土地取引の契約をした場合、国土利用計画法により、土地の権利取得者(買主)は、契約締結日から2週間以内に、土地の所在・利用目的などを、都市整備課経由で県知事に届け出をする必要があります。  
届出の必要な取引 売買、交換、売

## 7 市有地の公売

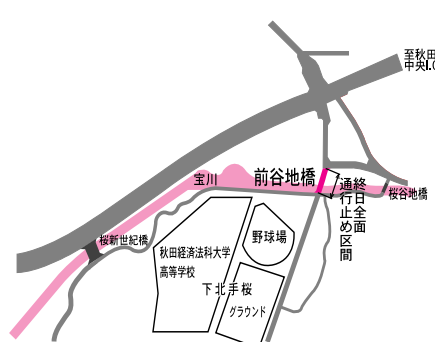
次の市有地を一般競争入札により売却します。なお、土地には旧下水浄化施設があります。入札は3月26日(水)午前10時から(午前9時から受け付け)、市下水道部3階研修室で。入札保証金は、入札金額の100分の5以上です。  
売却土地/飯島川端一丁目156番4  
(618・19㎡)  
問い合わせ 納税課納税担当 ☎(866)2058

## 8 国民年金保険料の納付は口座振替で

国民年金保険料の納付は、手間がかからず毎月自動的に口座から引き落とされる口座振替が便利です。全国にあるほとんどの金融機関や郵便局でご利用いただけます。申し込みは、引き落としを希望する預貯金口座のある金融機関へ、納付案内書、通帳、印鑑をお持ちになってお願いします。  
問い合わせ 秋田社会保険事務所 ☎(865)2399

## 4 下北手桜の前谷地橋の通行止めが7月下旬まで延長

下北手桜の経法大野球場近くの宝川に架かる前谷地橋の架け替え工事は3月下旬の完成を予定していましたが、7月下旬まで完成が延びます。ご迷惑をおかけしますが、引き続き、ご回などにご協力をお願いします。



問い合わせ 道路建設課 ☎(866)2133

買予約、譲渡担保、代物弁済など  
届出の必要な土地面積  
市街化区域：2千㎡以上\*  
市街化調整区域：5千㎡以上\*  
都市計画区域以外の区域：1万㎡以上\*  
\*市街化区域で5千㎡以上、市街化調整区域で1万㎡以上の場合、別途契約前に「公有地の拡大の推進に関する法律」により売主から届出が必要。  
問い合わせ 都市整備課 ☎(866)2155  
都市整備課ホームページ http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/



Look! 市営墓地をきれいに使用しましょう お彼岸の墓参りの供え物などは、散乱防止のため、各自持ちかえるようご協力をお願いします。生活課 ☎(866)2074